

○千葉県文化財保護条例施行規則（昭和30年5月6日教育委員会規則第7号）

昭和三十年五月六日
教育委員会規則第七号

改正	昭和三六年 五月 九日教育委員会規則 第一〇号	昭和五一年 四月 一日教育委員会規則 第七号
	昭和五三年 四月 一日教育委員会規則 第二号	平成一二年 三月三十一日教育委員会規則 第二二号
	平成一七年 三月二九日教育委員会規則 第六号	令和 三年 九月三〇日教育委員会規則 第一一号

千葉県文化財保護条例施行規則

千葉県文化財保護条例第三十七条の規定に基づき、この規則を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 指定有形文化財（第二条—第十七条）
- 第三章 指定無形文化財（第十八条・第十九条）
- 第四章 指定有形民俗文化財及び指定無形民俗文化財（第二十条・第二十一条）
- 第五章 指定史跡名勝天然記念物（第二十二条—第二十六条）
- 第五章の二 選定保存技術（第二十七条）
- 第六章 雑則（第二十八条・第二十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 指定有形文化財

（指定書）

第二条 条例第四条第六項に規定する指定書（以下「指定書」という。）は、別記第一号様式のとおりとする。

（指定書の再交付申請）

第三条 指定書を滅失し、若しくは毀損し、又は亡失し、若しくは盗難にあつたときは、指定書再交付申請書（別記第二号様式）を提出することができる。

（管理責任者選任（解任）の届出）

第四条 条例第六条第三項の規定による管理責任者を選任（解任）したときの届出は、指定有形文化財管理責任者選任（解任）届（別記第三号様式）によるものとする。

（所有者変更等の届出）

第五条 条例第七条第一項の規定による所有者の変更の届出は、指定有形文化財所有者変更届（別記第四号様式）によるものとする。

2 条例第七条第二項の規定による氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、指定有形文化財所有者氏名等変更届（別記第五号様式）によるものとする。

（滅失、き損等の届出）

第六条 条例第八条の規定による全部又は一部の滅失若しくはき損又は亡失若しくは盗難にあつた場合の届出は、指定有形文化財滅失（き損）（亡失）（盗難）届（別記第六号様式）によるものとする。

（所在の場所の変更届）

第七条 条例第九条の規定による所在の場所の変更の届出は、指定有形文化財所在場所変更届（別記第七号様式）によるものとする。

（所在の場所の変更の届出を要しない場合等）

第八条 条例第九条ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 条例第十条第一項の規定による補助金の交付を受けて管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - 二 条例第十二条第一項の規定による勧告を受けて行う措置のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - 三 条例第十二条第二項の規定による勧告を受けて行う修理のために所在の場所を変更するとき。
 - 四 条例第十四条第一項の規定による許可を受けて行う現状変更等のために所在の場所を変更するとき。
 - 五 条例第十五条第一項の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - 六 条例第十六条第一項又は第二項の規定による勧告を受けて出品し又は公開するために所在の場所を変更しようとするとき。
 - 七 条例第九条の規定により届出を行つて所在の場所を変更したのち、指定有形文化財所在場所変更届を記載した時期において復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前各号に掲げる所在の場所の変更を行つたのち、変更前の所在の場所又は指定書に記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。
 - 八 千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が共催し、又は後援する展覧会その他の催しに出品するために所在の場所を変更しようとするとき。
 - 九 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館がその事業として行うため、所有者（管理責任者がある場合はその者）に代わり所在の場所を変更しようとするとき。
 - 十 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更が二十日を超えないとき（公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとする場合を除く。）。
- 2 条例第九条ただし書の規定による所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる場合は、火災、震災等の災害のため緊急やむを得ず所在の場所を変更した場合とする。

（現状変更等の許可申請）

第九条 条例第十四条第一項の規定による許可を受けようとする者は、指定有形文化財現状変更等許可申請書（別記第八号様式）を当該許可に係る変更等をしようとする日前三十日までに教育委員会に提出しなければならない。

（終了の報告）

第十条 条例第十四条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等が終了したときは、速やかにその旨を指定有形文化財現状変更等終了届（別記第九号様式）により報告するものとする。

（維持の措置の範囲）

第十一条 条例第十四条第二項ただし書の規定により許可を受けることを要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 指定有形文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該指定有形文化財をその指定当時の原状（指定有形文化財の現状変更等の許可を受けた場合においては、当該許可を受けたときの原状）に復するとき。
- 二 指定有形文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

（修理の届出）

第十二条 条例第十五条第一項の規定による修理の届出は、指定有形文化財修理届（別記第十号様式）によるものとする。

（県の負担とする費用の範囲）

第十三条 条例第十六条第三項の規定による県の負担とする費用の範囲は、次のとおりとする。

- 一 指定有形文化財の移動に要する荷造費及び運送費
- 二 前号の移動に際し、教育委員会が必要と認めて当該指定有形文化財を運送保険に付する場合は、その保険料

三 施設及び設備に関する経費

四 警備費

(出品給与金の支給)

第十四条 条例第十六条第四項の規定により支給する給与金の額の範囲は、出品期間一月につき、一件百円とする。

2 一月に満たない期間についての給与金の支給は、その期間を一月とした計算による。

(補償の請求)

第十五条 条例第十六条第七項の規定により損失の補償を受けようとする所有者は、指定有形文化財の損失補償請求書(別記第十一号様式)を教育委員会に提出することができる。

(補償の決定)

第十六条 教育委員会は、前条の規定による請求書を受領したときは、審査の上、補償を行うか否かを速やかに決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により補償を行うことを決定したときは、補償金の額を定め、支払の方法及び時期その他必要な事項とともに補償を受けるべき者に通知するものとする。

3 第一項の規定により補償を行わないことを決定したときは、理由を附してその旨を請求書の提出者に通知するものとする。

(補償金額決定の基準)

第十七条 補償金の額の決定は、特別の事情があるほか、次の各号の一に掲げる金額を基準として行うものとする。

一 指定有形文化財が滅失した場合においては、当該指定有形文化財の時価に相当する金額

二 指定有形文化財がき損した場合においては、当該指定有形文化財のき損の箇所の修理のために必要と認められる経費及び当該指定有形文化財のき損前の時価と修理後の時価の差額との合計額に相当する金額(ただし、き損の状況によりこれを修理することが不相当又は不可能であると認めるときは、き損前の時価とき損後の時価の差額に相当する金額)

2 教育委員会は、前項の基準により定めた補償金の額が当該指定有形文化財の滅失又はき損により通常生ずべき損失を補償するに足りないと認めるときは、その額を超えて補償金の額を定めることがある。

第三章 指定無形文化財

(認定書の交付等)

第十八条 教育委員会は、条例第二十条第二項の規定により無形文化財の保持者を認定したときは、無形文化財保持者又は保持団体認定書(別記第十二号様式。以下「認定書」という。)を交付する。ただし、二人以上の保持者を一括して保持者として認定した場合にあつては、当該二人以上の保持者に対して一通を交付するものとする。この場合には、教育委員会は、当該認定書を保管すべき者又は場所その他保管に関し必要な事項を指示するものとする。

2 認定書を滅失し、若しくは毀損し、又は亡失し、若しくは盗難にあつたときは、認定書再交付申請書(別記第十三号様式)を教育委員会に提出することができる。

(保持者の氏名変更等の届出)

第十九条 条例第二十二條の規定により届け出なければならない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 保持者が氏名、芸名、雅号等を変更したとき

二 保持者が住所を変更したとき

三 保持者について、その保持する指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障の生じたとき

四 保持者が死亡したとき

2 前項第一号及び第二号の場合の届出は、指定無形文化財保持者氏名等変更届(別記第十四号様式)、第三号の場合の届出は指定無形文化財保持者故障届(別記第十五号様式)、第四号の場合の届出は指定無形文化財保持者死亡届(別記第十六号様式)によるものとする。

3 第一項の規定により届出があつた場合においては、従前の認定書に換えて新たに認定書を再交付するものとする。

第四章 指定有形民俗文化財及び指定無形民俗文化財

(指定有形民俗文化財の規定の準用)

第二十条 第二章指定有形文化財に関する規定は、指定有形民俗文化財に係る届出等について準用する。

(指定無形民俗文化財の規定の準用)

第二十一条 第十九条保持者の氏名変更等の届出に関する規定は、指定無形民俗文化財の保持者の氏名等の変更について準用する。

第五章 指定史跡名勝天然記念物

(標識等の設置基準)

第二十二条 条例第三十六条の規定により設置すべき標識は、石造(特別の事情がある場合は、金属、コンクリート、木材その他石材内外の材料をもつて設置することを妨げない。)とし、次に掲げる事項を記入するものとする。

- 一 史跡、名勝、天然記念物の別及び名称
 - 二 千葉県教育委員会の文字(所有者又は管理責任者の氏名を併せて表示することを妨げない。)
 - 三 指定の年月日
 - 四 建設年月日
- 2 条例第三十六条の規定により設置すべき説明板には、指定に係る地域を示す図面(地域の定めがない場合その他特に地域を示す必要がない場合を除く。)及び次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定の年月日
 - 三 指定の理由
 - 四 説明事項
 - 五 保存上注意すべき事項
 - 六 その他参考となるべき事項
- 3 条例第三十六条の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造(十三センチメートル角の四角柱を用い、地表からの高さは三十センチメートル以上とする。)とし、次に掲げる事項を記入するものとする。
- 一 上面 指定に係る地域の境界を示す方向指示線
 - 二 側面 史跡境界、名勝境界、天然記念物境界の文字及び千葉県教育委員会の文字
- 4 前三項に定めるもののほか、標識、説明板、境界標の形状、負数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。
- 5 囲さく、その他の施設については、前項の規定を準用する。
- 6 前項までに定める基準により標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しようとする者は、仕様書、設計図(説明板の設置に係る場合は、記載事項を含む。)及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめ、その旨並びに当該工事の着手及び終了の予定時期を教育委員会に報告するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第二十三条 条例第三十七条の規定による土地の所在等の異動の届出は、指定史跡名勝天然記念物所在異動届(別記第十七号様式)によるものとする。

(現状変更等の許可申請)

第二十四条 第九条の規定は、条例第三十八条第一項の規定により許可を受けようとする許可申請書の規定を準用する。

2 第十条の規定は、前項の規定により許可を受けた者に準用する。

(維持の措置の範囲)

第二十五条 条例第三十八条第二項ただし書の規定による許可を受けることを要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大

を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(保存管理計画)

第二十六条 所有者、管理責任者又は市町村教育委員会は、指定史跡名勝天然記念物の指定に係る区域について当該指定史跡名勝天然記念物の保存及び管理のための計画（以下「保存管理計画」という。）を定めることができる。

2 保存管理計画には次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 指定史跡名勝天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 指定史跡名勝天然記念物の所在地
- 四 保存管理計画を定めた者の氏名又は名称及び住所
- 五 指定史跡名勝天然記念物の管理の状況
- 六 指定史跡名勝天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の基準及び適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

3 保存管理計画には、前項第七号に規定する適用区域を示す図面を添付する。

4 教育委員会は、市町村教育委員会から保存管理計画の認定の申出があつたときは、内容を勘案して当該指定史跡名勝天然記念物の保存管理計画を認定するものとする。

5 前項の認定をしたときは、その旨を千葉県報に告示するものとする。

第五章の二 選定保存技術

(選定保存技術の規定の準用)

第二十七条 第三章の指定無形文化財の規定は、選定保存技術について準用する。

第六章 雑則

(台帳)

第二十八条 教育委員会は、各種別ごとに必要事項を記載した指定、認定、選択及び選定の台帳を常備し、写真、実測図等を添付しておくものとする。

(国の規定の準用)

第二十九条 条例及びこの規則の規定による指定、認定、選択及び選定の基準については、国の基準の例によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年四月一日から適用する。

附 則 (昭和三十六年五月九日教育委員会規則第十号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されている証明書、許可書等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後のそれぞれの規則に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行前にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて調製した用紙は、この規則の施行後においても、昭和三十六年六月三十日までは使用することができる。

附 則 (昭和五十一年四月一日教育委員会規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十三年四月一日教育委員会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十二年三月三十一日教育委員会規則第二十二号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二十九日教育委員会規則第六号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年九月三十日教育委員会規則第十一号)

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

別 記

第一号様式

(第二条)

第二号様式

(第三条)

第三号様式

(第四条)

第四号様式

(第五条)

第五号様式

(第五条第二項)

第六号様式

(第六条)

第七号様式

(第七条)

第八号様式

(第九条)

第九号様式

(第十条)

第十号様式

(第十二条)

第十一号様式

(第十五条)

第十二号様式

(第十八条第一項)

第十三号様式

(第十八条第二項)

第十四号様式

(第十九条第二項)

第十五号様式

(第十九条第二項)

第十六号様式

(第十九条第二項)

第十七号様式

(第二十三条)